

## 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会設置要綱

### （趣旨）

第1条 原子力災害から安心・安全な県民生活を確保するため、平成13年3月に滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、原子力災害に関し県が実施すべき予防対策、応急対策、事後対策について必要な措置を定め、総合的な計画的な事務または業務の遂行に取り組んできたところである。

今回、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、広範囲の周辺住民に避難の指示が出されたことに伴い、滋賀県地域防災計画（原子力対策編）を見直すこととした。

ついては、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに向け、有識者等の助言を受け、これを目的として、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

### （所掌事務）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原子力災害発生時の避難計画の作成に関する事
- (2) 環境放射線モニタリング体制に関する事
- (3) 放射線および放射性物質からの防護に関する事
- (4) リスクコミュニケーションに関する事
- (5) 広域的応援等連携体制に関する事
- (6) 救助・救急対策計画に関する事
- (7) 警備および交通対策計画に関する事
- (8) 緊急被ばく医療計画に関する事
- (9) その他検討委員会の目的達成に必要と認められる事項に関する事

### （組織）

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 隣接市町関係者
- (3) 防災・減災に取り組む団体関係者
- (4) その他必要と認める者

### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、互選によって選任する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員長を代行する者を指名する

ことができる。

( 会 議 )

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

( 意見の聴取 )

第 6 条 委員会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、防災危機管理局において処理する。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。